

令和 8 年度実施 志摩市職員採用試験 募集要項



【募集職種】

保健師

保育士・幼稚園教諭・保育教諭

【後期試験】

受付期間 令和 8 年 8 月 5 日（水）午前 8 時 3 0 分から

令和 8 年 9 月 7 日（月）午後 5 時 1 5 分まで

一次試験日 令和 8 年 9 月 1 5 日（火）～ 9 月 3 0 日（水）

1. 採用予定年月日

令和9年4月1日

2. 受験資格及び職種、募集人数

◇受験資格（全職種共通）：地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しない人

◇職種別受験資格など

職 種	募集人数	職種別受験資格	職務概要
保健師	1人程度	平成9年4月2日以降に生まれた人で、保健師免許を取得している人（取得見込みの人を含む）	・保健・健康指導や介護、福祉業務に関する相談支援等。 ・市職員への保健指導や相談支援等。 ・保育所、認定こども園、幼稚園、放課後児童クラブ等施設における児童の健康管理等。
保育士 幼稚園教諭 保育教諭	2人程度	・平成9年4月2日以降に生まれた人で、保育士資格および幼稚園教諭免許の両方を取得している人（取得見込みの人を含む）	保育園・認定こども園・幼稚園等の施設で乳幼児の保育業務や幼児教育業務

【保健師受験について】

申込時に、保健師免許証の写し又は取得見込証明書を添付してください。

【保育士・幼稚園教諭・保育教諭受験について】

申込時に、保育士証及び幼稚園教諭免許状の写し又は取得見込証明書を添付してください。

3. 試験の方法・日時及び会場

試験区分	試験科目・内容	試験日及び会場等
1 次試験	【書類審査（事前選考）】 専用サイトで入力された内容に基づく書類選考を実施します。	申込受付期間中に随時実施 ※審査は申込受付から随時実施しますので、登録情報を精査してからエントリーしてください。
	【総合検査（SPI3）】 ※テストセンター方式 職務遂行に必要な総合的な基礎能力についての択一式による試験 （所要時間：約 65 分）	【試験日】 令和 8 年 9 月 1 5 日（火）～ 9 月 3 0 日（水）のうち、受験者が選択する日時 【試験会場】 性格検査：自宅等 基礎能力検査：次のいずれかの会場を選択し受検。 ●リアル会場：全国主要都市に設置されたテストセンター会場において、対面の監督のもと受検。 ●オンライン会場：自宅などでカメラ付きのパソコンを用意し、オンライン監督者と接続して受検。
	【集団討論・集団面接】 与えられたテーマに対するグループ討議や集団面接を通じて、コミュニケーション能力、協調性、論理的思考力などを評価します。	【試験日】 令和 8 年 1 0 月 2 4 日（土）～ 1 1 月 1 日（日）のうちいずれか指定する日（予定） ※日時については、1 次試験合格者にお知らせします。 【試験会場】 志摩市役所本庁舎（予定）
3 次試験	【個別面接】 本市への志望意欲、人柄、これまでの経験などを総合的に評価する人物重視の試験です。	【試験日】 令和 8 年 1 2 月 5 日（土）～ 1 2 月 1 3 日（日）のうちいずれか指定する日（予定） ※日時については、2 次試験合格者にお知らせします。
		【試験会場】 志摩市役所本庁舎（予定）

※自然災害等の発生状況により、試験の日時及び試験会場等を変更する場合があります。
 変更となる場合は、お知らせメールを申込時登録いただいたメールアドレス宛に送信します。

4. 申込手順について

(1) 受付期間 令和 8 年 8 月 5 日 (水) 午前 8 時 30 分から
令和 8 年 9 月 7 日 (月) 午後 5 時 15 分まで

(2) 申込方法 インターネットによる申し込みとします。

事前準備	・パソコンまたはスマートフォン、タブレット ※スマートフォン以外の携帯電話には対応していません。 ※PDF を閲覧できる環境が必要です。 ・メールアドレス ※「public-connect.jp」、「@arorua.net」、「city.shima.mie.jp」のドメインから送付される電子メールが受信できるように設定してください(スマートフォンの設定方法については、各自で確認してください) ・顔写真のデータ ※申込前 6 か月以内に撮影した背景無地で撮影したもので、上半身脱帽、正面向きで本人と確認できるものがが必要です。
申込手順	① 専用サイトに接続し、「会員登録」をする。 ② 会員登録後、再度同専用サイトに接続し、マイページの「プロフィール編集」へ進み、基本情報、職歴（これまでの職歴全て）・学歴等を登録。 ※学部名・自己 PR 欄は任意になっていますが、必ず入力してください。 ③ 同専用サイト内の本市の求人ページから「エントリー画面に進む」をクリックする。 ④ 必要事項を入力し、受験申込みを完了する。 ・申込みの完了状況は、同専用サイト内「マイページ」の「エントリー一覧」から確認できます。 ・申込は 1 回のみです。重複申込の場合は、最初に入力した内容が対象となります。内容に不備がないか必ず確認してください。 ※専用ホームページには、2 次元コードからも遷移できます。 

○受験票の発行

受験票の発行については申込受付後に案内します。2 次試験を受験時に確認しますので、対象者は受験票を紙に印刷してご持参いただくか、スマートフォン等の画面で提示できるようご準備ください。

(3) 注意事項

- ・受験資格を満たしていることを確認してから申し込んでください。
- ・受験資格確認のため、申込時に資格確認資料の添付が必要です。
- ・受験資格に定める資格取得見込みの方が、令和 9 年 3 月末までに当該資格を取得できなかった場合は、合格（採用）を取り消します。
- ・申込締切直前は、サーバーが混み合うことなどにより申し込みにかかる恐れがありま

すので、余裕をもって早めに申込手続きを行ってください。

- ・受付期間中は、24 時間いつでも申し込みができますが、システムの保守・点検等を行う必要がある場合や、重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合は、事前の通知を行うことなく、本システムの運用の停止、休止、中断、または制限を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。また、このために生じた申し込みの遅延等には一切の責任を負いませんのでご注意ください。
- ・申込後に入力内容を修正することはできません。間違いがないかよく確認してください。
- ・内容に虚偽の事項がある場合、採用が取消となることがあります。十分に注意してください。
- ・【重要】 申込時の入力内容（自己 PR や職務経験等）に基づき、書類審査（事前選考）を実施します。入力内容が著しく不適切な場合や、文字数が明らかに不十分な場合（志望動機など記述式の必須設問に対し、回答が指定文字数の 5 割に満たない場合等）は、真摯な受験意思がないものとみなし、審査の結果、受験不可（1 次試験の案内対象外）とする場合があります。
- ・合格後、採用日までの間に重大な非違行為やその他勤務が困難な事由が生じた場合、受験申込時に求める資格を欠く場合には、採用されないことがあります。
- ・インターネット接続に要する機器や通信料などの費用は、受験者の負担となります。

5. 1 次試験（SPI3）の受験手続について

<試験期間>

令和 8 年 9 月 1 5 日（火）から 9 月 3 0 日（水）まで

<オンライン会場の予約方法やテストセンター受検全般に関する質問>

テストセンターヘルプデスク：T E L 0570-081818（9 時～18 時/土日祝日含む）

※電話は、パソコンの操作ができる状態でおかけください。

※S P I 3 テストセンターに関する基本情報や、会場のご案内、よくあるご質問については、ホームページ（<https://www.spi.recruit.co.jp/testcenter/>）を参照してください。

■受検予約から受検までの流れ

受験申込時の入力内容に基づく書類審査（事前選考）を実施し、通過した方にのみ、1 次試験テストセンター受検についての案内メールを送信します。

サーバーメンテナンスのため月～土曜の朝 3 時～8 時、日曜の朝 2 時～8 時はご利用になれません。この時間をさけてご利用ください。その他、臨時サーバーメンテナンスの日時は画面等でご案内いたします。

志摩市からテストセンター受検の案内を受け取る

「受験手続用 URL」と「企業別受検 ID」が記載されています。受検予約及び事前の性格検査を行うためには、これら2点が必要になります。この受検案内を無くすと受検手続きができませんのでご注意ください。



受検手続きページにアクセスする

受検案内に記載されている「企業別受検 ID」とエントリー時に登録した「メールアドレス」で「ログイン」します。



受検の流れやテストの仕組み、受検当日の注意を確認する

6. 試験結果の通知

1次試験・2次試験の試験結果については、試験終了から3週間以内にパブリックコネクトメッセージ等で通知をいたします。

3次試験の試験結果については、封書により郵送で通知をいたします。

7. 最終合格者の決定及び発表

(1) 決定方法

1次から3次までの試験結果により最終合格者を決定します。

(2) 発表

3次試験終了から、3週間以内に受験者に通知します。

8. 勤務条件

(1) 給与

志摩市職員の給与に関する条例に基づき支給します。

参考に、卒業後直ちに採用された場合の初任給は、次のとおりです。

(令和8年4月1日現在)

職種等	最終学歴	初任給
保健師	大 学 卒	242,000円
	大学院卒	249,200円
保育士・幼稚園教諭・ 保育教諭	短 大 卒	219,400円
	大 学 卒	232,000円
	大学院卒	242,000円

※採用日までに給料の改定等があった場合は、当該改定後の額となります。

※職務経験等がある場合は、一定の基準に基づき加算措置があります。

※諸手当として、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当等が支給されます

(2) 勤務時間

【保健師】

午前8時30分～午後5時15分の7時間45分 1週間当たり38時間45分

【保育士・幼稚園教諭・保育教諭】

午前7時30分～午後7時00分までのうち7時間45分 1週間当たり38時間45分

※配属先により異なる場合があります。

(3) 休日

土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

※配属先により異なる場合があります。

(4) 休暇

年次有給休暇として年間20日（4月採用時は15日）が付与され、残日数がある場合は20日を限度に翌年に繰り越すことができます。

その他、夏季休暇、結婚休暇、子の看護等休暇、産前産後休暇、育児参加休暇、忌引休暇等条例で定められた特別休暇があります。

(5) 勤務場所

志摩市役所及び市の出先機関、市立保育所・幼稚園・認定こども園・放課後児童クラブ

9. 問い合わせ先

この試験に関するお問い合わせは、志摩市総務課人事研修係へお願いします。

(電話 0599-44-0201)

10. その他

お預かりしました個人情報は、市の職員採用試験に必要な範囲のみに利用します。

なお、採用試験に伴ってお預かりしました各種書類（提出物）は、返却することができませんので、予めご了承ください。

日本国籍を有しない人の任用等について

「公権力の行使」または「公の意思の形成への参画」にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とし、それ以外の公務員となるためには、必ずしも日本国籍を必要としないという、いわゆる公務員に関する基本原則に基づき、任用されます。

したがって、日本国籍を有しない人については、「公権力の行使」に係る職務にたずさわらないことを条件として任用を行います。

また、日本国籍を有しない人については、職種を問わず、「公の意思の形成への参画」にたずさわる職には、将来においても、任用しないことを条件として、採用を行います。

このことから、日本国籍を有しない人が本市職員となった場合には、次に掲げるような「公権力の行使」に係る職務にたずさわることができません。

日本国籍を有しない人は、どのような職種であっても、次に掲げる「公の意思の形成への参画」には、将来においても、任用されません。

「公権力の行使」に係る職務について

- 1 住民に対して命令、強制等を加え、一方的に住民の権利を制限したり、自由を規制したり、権力的に規律したりする内容を含む業務
- 2 公共の福祉の維持・増進のため、市民等に対して義務や負担を一方的に課する内容を含む業務
- 3 住民に対して強制力をもって執行する業務
- 4 施設管理等に関する裁量権のある業務

（「公権力の行使」に係る職務の具体例）

- 建築確認、都市計画決定、生活保護決定、設備の設置命令、税の賦課、強制力のある立入検査、土地収用、税等の滞納処分、施設の利用許可、道路の占用許可などに係る業務

（１）「公の意思の形成への参画」にたずさわる職について

「公の意思の形成への参画」にたずさわる職とは、職種を問わず、課長及び課長に類する権限を有する職と、志摩市の活動について、その企画、立案、決定等に関与する事務に就く職が該当します。

したがって、もっぱら専門的な分野における調査・研究等に係る事務や技術的な事務、あるいは特命の域での補佐的・補助的な事務などにたずさわる課長補佐までの昇任は可能となります。

こども性暴力防止法の施行に伴う特記事項

- ・本業務に従事するに当たっては、令和 8 年 12 月 25 日に施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和 6 年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。)に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
- ・特定性犯罪の前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、市の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。
- ・このため、あらかじめ、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。
- ・採用までの間において特定性犯罪の前科があることが判明した場合は、採用しないことがあります。その他、採用後において特定性犯罪の前科があることが判明した場合は、異動その他の措置を取ることがあるほか、異動を含む他の方法を取ることができない場合は分限の対象になることがあります。また、誓約書や履歴書等の内容に関し虚偽の事項があることが判明した場合には懲戒の対象となることがあります。

参照条文

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であつて、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

- 8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
 - 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
 - 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの
- 附 則
- （改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）
- 第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。
- 一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第百七十八条の二、第百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪
 - 二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪
- 2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

※第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令(令和7年政令第440号)(抄)第2条及び附則第2項に掲げる条例(各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例)で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。